

投信マネーに見る「グレート・ローテーション」(グローバル)

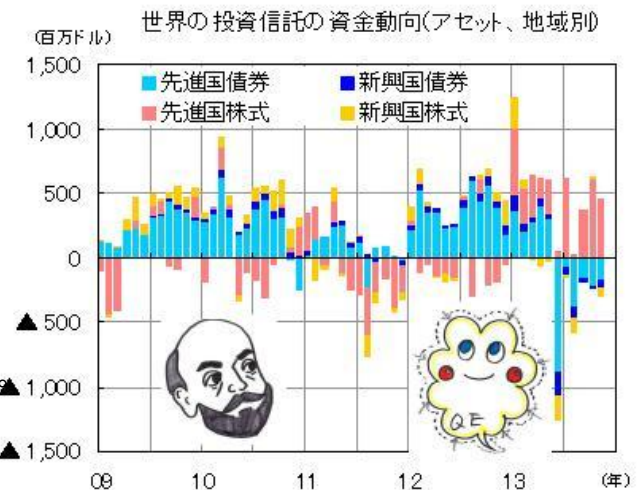
1. グレート・ローテーションとは？

グレート・ローテーション(大転換)とは、景気回復に伴い、債券などの安全性の高い資産から株式などの期待収益率の高い資産へと「資金がシフトする時代」が来るかもしれないという期待が込められたキーワードです。2012年終わりから2013年初めにかけて大手金融機関のレポートで指摘された言葉とも言われます。2012年は欧州の債務問題や中国の景気低迷、米国の財政問題など、多くの懸念要因がマーケットの重石となり、投資家はより安全性の高い資産を選好する傾向にありました。2013年はこうした懸念材料が軽減されたことで資金の大移動が起こるのではとの見方が出ていました。

2. 最近の動向

投信マネーの流れを見ると、リーマン・ショック後の2008年12月以降、安全性の高い債券(ファンド、以下各資産は同様)が流入超となりました。そして2011年10月からは株式が流出超となりました。その流れは、2013年1月に株式が流入へと転換したことで大きく変化し、次いで同年6月には債券、中でも先進国債券が流出超へと大転換しました。

また、2013年6月以降は先進国債券だけではなく、新興国債券、新興国株式も同様に流出超となっています。これは、先進国債券・新興国債券・新興国株式から、先進国株式への資金シフトという構図の「グレート・ローテーション」と言えるのではないかと考えられます。



(主)データ期間は2009年1月から2013年11月。EPFR GLOBALがカバーする全世界の投資信託は約21兆ドル(13年11月末)。分類はEPFR GLOBALベース。
(出所)EPFR GLOBALのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

3. 今後の展開

先進国債券は2008年12月に、新興国株式は2009年3月に、新興国債券は2009年7月に、それぞれ流入超となりました。いずれも、米国の金融政策が量的金融緩和に舵を切ったQE1(08年11月～10年6月)スタート後のことです。一方、先進国債券・新興国株式・新興国債券がそろって流出超となったのはQE3の早期縮小懸念が台頭した2013年6月で、その後、同年11月まで流出傾向が続いています。つまり、量的金融緩和のスタートで生まれたマネーのうねりは、量的金融緩和の出口を意識する中で新たな局面を迎えた、と言えそうです。2014年の世界経済は、低インフレの状況が続く中、緩やかに成長が加速する見通しです。これまでの先進国株式からの資金流出分を考えると、当面は先進国株式へ資金流入が続くと見られることに加え、新興国株式への資金流入が再開するかにも注目が集まります。

弊社マーケットレポート [検索!!](#) 2014年01月27日【デイリー No.1,782】アルゼンチンペソの下落と主要な金融市場の動向

2014年01月24日【キーワード No.1,254】FRBの新体制、副議長に重鎮フィッシャー氏を指名(米国)

■当資料は、情報提供を目的として、三井住友アセットマネジメントが作成したものです。特定の投資信託、生命保険、株式、債券等の売買を推奨・勧誘するものではありません。■当資料に基づいて取られた投資行動の結果については、当社は責任を負いません。■当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■当資料に市場環境等についてのデータ・分析等が含まれる場合、それらは過去の実績及び将来の予想であり、今後の市場環境等を保証するものではありません。■当資料は当社が信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。■当資料に掲載されている写真がある場合、写真はイメージであり、本文とは関係ない場合があります。

【重要な注意事項】

【投資信託商品についてのご注意(リスク、費用)】

●投資信託に係るリスクについて

投資信託の基準価額は、投資信託に組み入れられる有価証券の値動き等(外貨建資産には為替変動もあります。)の影響により上下します。基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として投資信託に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、投資信託は預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。

●投資信託に係る費用について

ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。

- ◆直接ご負担いただく費用・・・申込手数料 上限3.675%(税込)
 - ・・・換金(解約)手数料 上限1.05%(税込)
 - ・・・信託財産留保額 上限3.50%
- ◆投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用・・・信託報酬 上限年 1.995%(税込)
- ◆その他費用・・・監査費用、有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)、および外国における資産の保管等に要する費用等が信託財産から支払われます。また、投資信託によっては成功報酬が定められており当該成功報酬が信託財産から支払われます。投資信託証券を組み入れる場合には、お客さまが間接的に支払う費用として、当該投資信託の資産から支払われる運用報酬、投資資産の取引費用等が発生します。これらの費用等に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、運用の状況により変化するため、予めその上限額、計算方法等を具体的には記載できません。

※なお、お客さまにご負担いただく上記費用等の合計額、その上限額および計算方法等は、お客さまの保有期間に応じて異なる等の理由により予め具体的に記載することはできません。

上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、三井住友アセットマネジメントが運用するすべての投資信託(基準日現在において有価証券届出書を提出済みの未設定の投資信託を含みます。)における、それぞれの費用の最高の料率を記載しております。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面等を必ずご覧ください。

●投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。

●投資信託は、クローズド期間、国内外の休祭日の取扱い等により、換金等ができないことがありますのでご注意ください。

[2013年11月15日現在]

三井住友アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第399号

加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

■当資料は、情報提供を目的として、三井住友アセットマネジメントが作成したものです。特定の投資信託、生命保険、株式、債券等の売買を推奨・勧誘するものではありません。■当資料に基づいて取られた投資行動の結果については、当社は責任を負いません。■当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■当資料に市場環境等についてのデータ・分析等が含まれる場合、それらは過去の実績及び将来の予想であり、今後の市場環境等を保証するものではありません。■当資料は当社が信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。■当資料に掲載されている写真がある場合、写真はイメージであり、本文とは関係ない場合があります。



三井住友アセットマネジメント株式会社